

第二十五回議會 (定例)

立法院會議錄

第二十八号

一九六四年八月十三日 (木曜日) 午後四時十分開議

議事日程才二十八号

一九六四年八月十三日 (木曜日) 午後二時開議

才一 常任委員變更の件

才二 琉球政府公務員の退職手当の支給等の特別措置に関する立法案

(行政法務委員長報告 立法案才百一号)

才三 教育に対する高等弁務官の直接介入撤廃に関する要請決議案 (委員會議案審査要求案件)

(文教社会委員長 垣花忠品委員長報告 決議案才二十六号)

才四 國庫有地の私下げに関する要請決議案 (委員會議案審査要求案件)

(行政法務委員長報告 星 克彥委員長報告 決議案才二十七号)

才五 租國債償還促進のための財政援助要請決議案

(特殊対外問題審査特別委員長報告 決議案才十三号)

才六 國庫有地の自由と正確な国籍の表示を要求する決議案

(特殊対外問題審査特別委員長報告 決議案才十四号)

才七 立法院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

(議會議務委員長 上原重雄委員長報告)

立法院規程案才一号

才八 弁護士法案 (閉会中継続審査要求案件)

才九 琉球政府行政主務官法の一部を改正する立法案

才一〇 刑法の一部を改正する立法案

才一一 企業担保法の立法調査

才一二 海軍委員会設置法の立法調査

才一三 医療保険法の立法調査

才一四 種作振興法の立法調査

才一五 議長の職能に関する事項

才一六 平良市にある旧海軍飛行場用地返還に関する請願 (行政法務委員長報告)

才一七 旧日本軍中飛行場跡の土地返還に関する陳情

才一八 軍用地権限阻止に関する陳情

才一九 主席公選早期実現方に関する陳情

才二〇 自治権拡大、主席公選に関する陳情

才二一 自治権拡大、主席公選に関する陳情

才二二 自治権拡大、主席公選要求に関する陳情

才二三 主席公選の実現に関する陳情

才二四 主席公選に関する陳情

才二五 農民の國政参加に関する陳情

才二六 大統領行政命令の即時改正方と任命主席拒否に関する陳情

才二七 主席公選に関する陳情

才二八 主席公選に関する陳情

才二九 自治権拡大、主席公選に関する陳情

才三〇 行政主席公選に関する陳情

才三一 主席公選に関する陳情

才三二 主席公選実現に関する陳情

才三三 行政主席公選に関する陳情

才三四 主席公選早期実現に関する陳情

才三五 主席公選要求に関する陳情

才三六 自治権拡大、主席公選に関する陳情

才三七 主席公選に関する陳情

本日のお議に付した案件

日程才一 常任委員變更の件

日程才二 琉球政府公務員の退職手当の支給等の特別措置に関する立法案

日程才三 教育に対する高等弁務官の直接介入撤廃に関する要請決議案

日程才四 國庫有地の私下げに関する要請決議案

日程才五 租國債償還促進のための財政援助要請決議案

日程才六 國庫有地の自由と正確な国籍の表示を要求する決議案

日程才七 立法院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

日程才八 弁護士法案

日程才九 琉球政府行政主務官法の一部を改正する立法案

日程才一〇 刑法の一部を改正する立法案

日程才一一 企業担保法の立法調査

日程才一二 海軍委員会設置法の立法調査

日程才一三 医療保険法の立法調査

日程才一四 種作振興法の立法調査

日程才一五 議長の職能に関する事項

日程才一六 平良市にある旧海軍飛行場用地返還に関する請願

日程才一七 旧日本軍中飛行場跡の土地返還に関する陳情

日程才一八 軍用地権限阻止に関する陳情

日程才一九 主席公選早期実現方に関する陳情

日程才二〇 自治権拡大、主席公選に関する陳情

日程才二一 自治権拡大、主席公選に関する陳情

日程才二二 自治権拡大、主席公選要求に関する陳情

日程才二三 主席公選の実現に関する陳情

日程才二四 主席公選に関する陳情

日程才二五 農民の國政参加に関する陳情

日程才二六 大統領行政命令の即時改正方と任命主席拒否に関する陳情

日程才二七 主席公選に関する陳情

日程才二八 主席公選に関する陳情

日程才二九 自治権拡大、主席公選に関する陳情

日程才三〇 行政主席公選に関する陳情

日程才三一 主席公選に関する陳情

日程才三二 主席公選実現に関する陳情

日程才三三 行政主席公選に関する陳情

日程才三四 主席公選早期実現に関する陳情

日程才三五 主席公選要求に関する陳情

日程才三六 自治権拡大、主席公選に関する陳情

日程才三七 主席公選に関する陳情

才二十八号 一九六四年八月十三日

○議長（長瀬秋夫君） 質疑に入りま

す。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
質疑ございませんか。

○議長（長瀬秋夫君） 質疑もござい

ませんのでおはかりいたします。
日程才五祖國事情促進のための財政援助要請決議案を修正案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないと認めます。よって修正案のとおり可決いたします。

○議長（長瀬秋夫君） 次に日程才六

國旗掲揚の自由と正確な国籍の表示を要求する決議案を議題といたします。特設対外國事情促進特別委員長の報告を求めます。

國旗掲揚の自由と正確な国籍の表示を要求する決議案に関する審査報告書

二月二十二日当委員会に付託された國旗掲揚の自由と正確な国籍の表示を要求する決議案（決議案才十四号）については、慎重に審査した結果、全会一致をもって別紙のとおり修正して可決すべきものと決定した。

右報告する。
一九六四年八月十三日

特別対外國事情促進特別委員会
委員長 新屋 清憲
委員 長瀬 秋夫
立法院議長 長瀬 秋夫

才二十八号 一九六四年八月十三日

國旗掲揚の自由と正確な国籍の表示を要請する決議（決議案才十四号）に対する委員会修正案
國旗掲揚の自由と正確な国籍の表示を要請する決議

沖繩は日本の領土であり、沖繩住民は日本国民でありながら、國旗の掲揚については、著しく制限をうけている。即ち、刑法並びに訴訟手続法典（一九五五年琉球列島米国民政府布令才百四十四号）で、「合衆国以外の國旗又は軍旗は、政府庁舎又は構内でこれを掲揚し、使用し又は公的若しくは政治的性質を有する集會又は行列でこれを使用することができない」旨を規定している。

沖繩住民が日本国民としてとときとを拘わらず、國旗を自由に掲揚することは、当然の権利である。

しかるに、いまなおこの権利が制限されていくことは、誠に遺憾である。合衆国大統領は、沖繩が日本の領土の一部であることを認めながら沖繩住民の外國への渡航手続につき、日本人たる身分の明示がなされていないため住民が著しく不利益を蒙っている。沖繩の船舶が公海における航行中、阻害をうけるという重大な事件を惹起した事例もある。これはまさしく沖繩住民の正確な国籍を表示することができなかつたことが、その原因である。

よって本院は、次の事項が早急に實現

できる措置を講じてもらうよう強く要請する。

一 日本國旗を自由に掲揚すること

を認めること。
二 全ての沖繩船舶に常時日本國旗を自由に掲揚することを認めること。

三 外國へ渡航する者のパスポートを日本政府の名において発行し、渡航者の日本國籍を明示すること。

と。
右決議する。
一九六四年八月十三日
琉球政府立法院

アメリカ合衆国大統領
上院議員
下院議員
琉球列島高等弁務官
内務部長
司法部長
教育部長
保健部長
労働部長
農林部長
建設部長
運輸部長
衛生部長
環境部長
文化部長
観光部長
情報部長
その他

○新屋清憲君登壇
新屋清憲君 たいま議題となりまし

た。國旗掲揚の自由と正確な国籍の表示を要求する決議案について委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

本決議案は岸本議員の発議によるもので、二月二十二日当委員会に付託された。以来、撤回にあたり委員会を開き、慎重に審査した結果、お手元に配布してあります案のとおり、全会一致をもって修正して可決すべきものと決定いたしました。

本案の趣旨について御説明申し上げます。

沖繩は日本の領土であり、沖繩住民は日本国民でありながら、國旗の掲揚については著しく制限を受けていることは、皆様周知のとおりであります。

すなわち布令才百四十四号刑法並びに訴訟手続法典には「合衆国以外の國旗又は軍旗は、政府庁舎又は構内でこれを掲揚し、使用し、公的若しくは政治的性質を有する集會又は行列でこれを使用することができない」旨の規定があり、これに違反した場合には百ドル以下の罰金、若しくは六カ月以下の懲役又はその両刑に処せられるようになっております。

一九六一年六月の油田、ケネディ会談の結果、その制限もある程度緩和されたとはいえますものの、いまだにその制限がきびしくなされていることは、誠に遺憾なことといわねばなりません。

沖繩住民が、日本国民として、とときとを拘わらず、國旗を自由に掲揚することは民族米米の当然の権利でありその要求は誠に當然のものであります。

このことは、子弟の民族教育といった面でも大きな支障となっており、このような現実的要求が抑えられるところに、その原因するものが何かについて住民の不憤と懸念の念は向けられるのであります。

また、沖繩住民が外國へ旅行する際に

才二十八号 一九六四年八月十三日

は、その渡航手続に關して、日本人たる身分の明示がなされていらないために、住民が不利不便を感じ、多くの不利益を蒙っている実情であります。さらにまた、六二年四月三日に、球磨水産株式会社所属の才一、球磨丸が公海を航行中阻撃をうけ、乗組員が死亡するという重大な事件も惹起しております。

このことは、まさしく、沖縄住民の正確な国籍を表示することが出来なかつたことに起因しているのであります。かかる惨事を再び起こさないためにも、この問題は早急に解決されなければなりません。

以上のような趣旨で、本決議案に掲げられている事項が速やかに実現できるように強く要請するところであります。次に決議案を朗読いたします。

(決議案朗読)
慎重御審議の上、速やかに御可決下さいませようお願いいたします。

(「休憩願います」と呼ぶ者あり)
議長(長瀬秋夫君) 休憩いたします。

(午後五時三分休憩)
(午後五時四分再開)
議長(長瀬秋夫君) 再会いたしました。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)
議長(長瀬秋夫君) おはかりいたします。日程才六國旗掲揚の自由と正確な国籍の表示を要求する決議案を修正案のとおり可決することに御異議ございませんか。

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
議長(長瀬秋夫君) 御異議ないと認めます。よって修正案のとおり可決いたします。

議長(長瀬秋夫君) 日程才七立法院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を議題といたします。発議者の徳目説明を求めます。

立法院規則才一号
立法院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案
右の議案を発議する。
一九六四年八月十二日
発議者 議会運営委員会
委員長 上原 重蔵
立法院議長 長瀬秋夫殿

立法院規則才一号
立法院事務局職員定員規程の一部を改正する規程
立法院事務局職員定員規程(一九五五年立法院規則才二号)の一部を次のように改正する。
本則中、「一二人」を「一五人」に改める。

附則
この規則は、一九六五年二月一日から施行する。

(上原重蔵君登壇)
○上原重蔵君 ただいま議程にのぼりました立法院事務局職員定員規程の一部を修正する規程について、提案の理由を御説明いたします。

立法院事務局職員定員規程の現行の定数は、事務局長及び議長専属秘書を除き、百十二名であります。今回新たに三人の増員をいたしたため本規程の改正案を上程いたしました次第でございます。その内訳について申し上げますと、記帳課の速記課二人と、それから法制課の法制課一人でございます。

部を修正する規程について、提案の理由を御説明いたします。

立法院事務局職員定員規程の現行の定数は、事務局長及び議長専属秘書を除き、百十二名であります。今回新たに三人の増員をいたしたため本規程の改正案を上程いたしました次第でございます。その内訳について申し上げますと、記帳課の速記課二人と、それから法制課の法制課一人でございます。

まず、記帳課の二人増員する理由について御説明申し上げますと、現在、日本政府の技術援助によりまして、参議院速記者養成所に速記術の習得のため、二人を派遣いたしておりますが、これは速記者養成規程によりまして、事務局の速記者養成所として採用されて派遣されているものであります。事務局職員として採用されたものではありませんが、速記者養成規程才十条の規定によりまして、事務局において速記者養成所を設けるよう義務づけられております。

したがって、この二人の委託生が、来年の三月に、二カ年の長期にわたる研修を終えまして、帰って来ますので、議会運営の万全を期すという見地から、ぜひとも増員が必要でござります。つまり、必然的な増員かと思われ

ます。次に、法制課の一人増員する理由について御説明申し上げます。

議会運営委員会、予算決算委員会を除く、四つの常任委員会の調査室に対応する事務を分掌している職員が七人で、行政法務調査室、内政調査室、経済工務調査室の三室はおのおの二名ずつになっておりますが、「文教社会調査室」は、一人で担任いたしておりますために、事務の負担過重となつて

いる実情であります。したがって、現状のままの人員では、事務遂行上著しく不均衡を来たすものであります。

したがって、事務の充実強化と事務分担の均衡上からいたしまして、調査室一人の増員はぜひとも必要であると思っております。

なお、この三人の増員につきましては、現在の事務局の機構での最少限の要求でありまして、昨日の議会運営委員会におきまして、全会一致をもちまして増員の必要性が認められたものであります。

また施行月日につきましては、次の定例会の会期の始まる一カ月間といたしましたのも会期中の事務に支障のないよう考慮いたしましたものであります。増員することによる予算増額につきましては、現年度の職員給料の予算の範囲内で十分まかなえますので、あらためて考慮する必要は生じません。

以上をもちまして提案理由の説明を終わります。よろしく御審議のほど御願ひ申し上げます。

議長(長瀬秋夫君) 質疑に入りませ